

アートプラザアウトリーチ ワークショップ2020の 開催希望施設の募集

無料

- 期間:6月中旬～3年1月上旬
- 対象:市内の公共施設や福祉施設など、出張ワークショップの開催を希望する施設
- 定員:1件
- 申込み・圖 アートプラザ2階に備え付けの申込用紙(同プラザホームページからもダウンロード可)に記入し、同プラザ(☎538-5000)へ。

市認知症家族介護支援事業の 参加者募集

- 対象:市内居住で、在宅認知症高齢者を介護し、全4回(月1～2回程度開催)の講習会に参加できる家族など
- 定員:各施設10人程度

施設名	申込み・圖
風雅の里上野	☎535-8900
緑風苑デイサービスセンターE型	☎567-3733
老健めいわ	☎551-0044
陽だまりの郷みなはる	☎500-8978
Greenガーデン南大分	☎574-9781
デイサービス風香	☎529-7200

※日程、内容など詳しくは、各事業所へお問い合わせください。

圖 長寿福祉課(☎537-5771)

「援農かっせ隊」登録者募集

- 内容:農繁期の農家のお手伝い(ボランティア)
- 対象:農作業ができる個人または企業、団体(未成年者は保護者の同意が必要)
- その他:交通費は自己負担、昼食は受け入れ農家から提供。市ボランティア保険が適用されます(自己負担なし)。
- 申込み・圖 農政課(本庁舎8階)に備え付けの申込書(市ホームページでダウンロードも可)に記入し、同課(☎537-7025)へ。



児童育成クラブの指導員 登録者募集

児童育成クラブ(放課後などに、保護者が就労などで昼間不在になる児童の遊びや生活の場)で欠員が出た際などに随時案内します(採用の決定は、各クラブの運営委員会になります)。

- ①主任指導員
 - 勤務時間:学校登校日…4時間30分 学校休業日…8時間
 - 内容:児童の見守りや支援など
 - 賃金:年収180万円程度(月収12万円+調整手当・賞与)
- ②加配指導員
 - 勤務時間:開設時間内で就労可能な時間
 - 内容:主任指導員の補佐
 - 賃金:時給850円
 - その他・圖 申込方法など詳しくは、市ホームページをご覧ください。子育て支援課(☎537-5675)へ。

女性消防団員を 募集しています

女性消防団員は、子どもへの防火・防災教育や応急救命の普及など幅広く活動しています。そのような活動から得る経験は、万一の際に家族を守ることにつながります。詳しくは、市ホームページをご覧ください。消防局総務課(☎532-2188)へ。



路上違反広告物除却推進員 ボランティア団体募集

- 活動内容:電柱などに設置されたはり紙やはり札、立て看板などの除去
- 対象:市内に居住・通勤・通学している20歳以上で、市が開催する講習会に参加でき、2人以上で構成されている団体(町内会・家族・企業など)
- 申込み・圖 まちなみ企画課(本庁舎7階)に備え付けの申請書(市ホームページでダウンロードも可)に記入し、6月15日(月)～7月13日(月)に同課(☎537-5968)へ。

子育て世帯への 臨時特別給付金の案内通知を 送付しました

支給対象者(4月分または3月分の児童手当の受給者)へ案内通知を送付しました。該当者で届いていない人は、ご連絡ください。

圖 子育て支援課(☎537-5793)

03 募集

第23回陶芸祭作品募集

- ①一般作品
 - 応募規定:1人1点(素焼き済みのもの、23cm×23cm×23cm以内に限る)
 - 募集作品数:160点(多数時は抽選)
 - 費用:530円(焼成料金)
 - 作品持込日:9月20日(日)
- ②子ども作品
 - 応募規定:1人1点(完成品に限る)
 - 対象:中学生以下
 - 作品持込日:9月27日(日)
 - 持込場所:河原内くすのきホール(大字河原内) ※事前申込みが必要で
 - 申込み・圖 はがき(1人1枚)またはファクス、Eメールで、①は住所、氏名(ふりがな)、年齢、電話番号を、7月29日(水)〈必着〉まで、②は住所、氏名(ふりがな)、年齢、学校、学年、電話番号を、8月28日(金)〈必着〉までに社会教育課(〒870-8504 荷揚町2-31 ☎537-5649 圖532-8102 ✉syakaikyoiku@city.oita.jp)へ。



戦没者慰霊巡拝参加者募集

厚生労働省では、旧ソ連地区、中国東北地方、東部ニューギニア、インドネシア、ビスマーク諸島、ミャンマー、トラック諸島、フィリピン、硫黄島への戦没者慰霊巡拝を8月下旬から実施します。関係遺族で参加を希望する人は、福祉保健課(☎537-5737)へ。

保健所衛生課からのお知らせ (①☎588-2200 ②③☎536-2704)

①狂犬病予防注射はお済みですか
狂犬病予防注射は、すべての犬に毎年4月1日～6月30日の間に1回受けさせることが法律で定められています。



②平成31年度食品衛生監視指導計画実施結果

市食品衛生監視指導計画に基づき、食品関連事業者に対する衛生指導などを実施しました。規格基準や県食品衛生指導基準を超えたものについては、事業者に対し、衛生状況の改善などを指導しました。

③食中毒を予防しましょう
高温多湿な時期は食中毒が発生しやすくなります。食中毒予防三原則(清潔、迅速・冷却、加熱)を守りましょう。

鳥獣被害防護柵資材の購入費を 助成します

- イノシシなどの鳥獣による農林産物や人身への被害を防ぐための電気柵、トタン柵、鉄線柵の資材購入費の3分の2以内を助成します(上限あり)。
- 受付期限:12月28日(月)〈予算の枠に達し次第終了〉
- 対象:3年2月末までに防護柵を設置する個人・団体
- その他:事前に申請書の提出が必要です(購入後の申込みはできません)。
- 申込み・圖 林業水産課(本庁舎8階 ☎585-6021) または各支所、本神崎・一尺屋連絡所に備え付けの申請書(市ホームページでダウンロードも可)に記入し、各備え付け場所へ。

02 送付と振込

児童手当を振り込みました

6月期の児童手当(2月～5月分)を6月15日(月)に振り込みました。該当者で振り込みのない人はご連絡ください。圖 子育て支援課(☎537-5793)

障害基礎年金の 障害状態確認届(診断書)の 提出期限を1年間延長します

新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るため、「障害状態確認届(診断書)」が2月末から3年2月末の間に提出期限を迎える人については、提出期限がそれぞれ1年延長されます。これに伴い、すでに「障害状態確認届(診断書)」が日本年金機構より送付され、2月末から6月末の間に提出期限を迎える人は、現時点で、診断書を作成・提出していただく必要はありません。また、7月末から3年2月末の間に提出期限を迎える人は、本年は日本年金機構から「障害状態確認届(診断書)」が送付されず、来年改めて送付されます。圖 国民年金室(☎537-5617)

DV(配偶者などからの暴力や暴言) 電話相談をご利用ください

配偶者や恋人からの暴力や暴言に一人で悩んでいませんか。無料で相談することができます。また、個人情報は守られます。
■相談窓口・日時:●中央子ども家庭支援センター(☎537-5666) 平日…午前8時30分～午後6時 ●県婦人相談所(☎544-3900) 平日…午前9時～午後9時 土・日曜日、祝日…午後1時～5時、午後6時～9時 ●アイネス(☎534-8874) 平日…午前9時～午後4時30分

65歳以上の人の介護保険料の 減免制度をご存じですか

災害など特別な事情で納付が困難な場合や収入が少なく生活が著しく困窮している人、また、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した場合には減免制度を設けています。対象要件や申請期限があります。詳しくは、長寿福祉課(☎537-5741)へお問い合わせください。

人・農地プランを作成しませんか

人・農地プランとは、将来にわたって地域農業があり続けるために、人と農地の問題や将来の地域農業のあり方について、農家同士で話し合い、まとめる計画のことです。策定方法など詳しくは、市ホームページをご覧ください。農政課(☎574-6186)へ。

01 お知らせ

「1%応援事業」応援届出を 受け付けます

応援したい団体を選んで市に届け出ることで、あなたが納めた個人市民税の1%相当額が、その団体に補助金として交付されます。
■対象:18歳以上の市民および18歳未満で前年度の個人市民税納税者
■受付期間:6月1日(月)～7月31日(金)
■応援対象事業・届出方法:市民協働推進課(本庁舎2階)、各支所、各地区公民館で配布する「応援届出特集号」(市ホームページでダウンロードも可)をご覧ください。圖 市民協働推進課(☎537-7251)

都市計画の変更に関する 説明会を開催します

■日時:6月30日(火) 午後7時～
■場所:上下水道局西部料金センター(大字光吉)
■変更内容:光吉雨水排水ポンプ場
圖 都市計画課(☎537-5965)

無料人権相談を行います

■日時:7月1日(水) 午前10時～正午、午後1時～3時
■相談員:人権擁護委員
■内容:人権問題について
■場所・圖 人権啓発センター(ヒューレおおいた)(J:COM ホルトホール 大分1階 ☎576-7593)

浄化槽は維持管理が大切です

浄化槽を管理している人は、維持管理として保守点検・清掃の実施と、放流水の水質などを検査する法定検査の受検が義務付けられています。きれいな海や川を汚さないために、適正な維持管理をお願いします。
■保守点検:年3回以上、市に登録されている「浄化槽保守点検業者」に委託してください。
■清掃:年1回以上、市の許可を受けた「浄化槽清掃業者」に委託してください。
■法定検査:年1回、(公財)県環境管理協会(☎567-1855)に依頼してください。圖 廃棄物対策課(☎540-5850)